

東京都過疎地域持続的発展方針

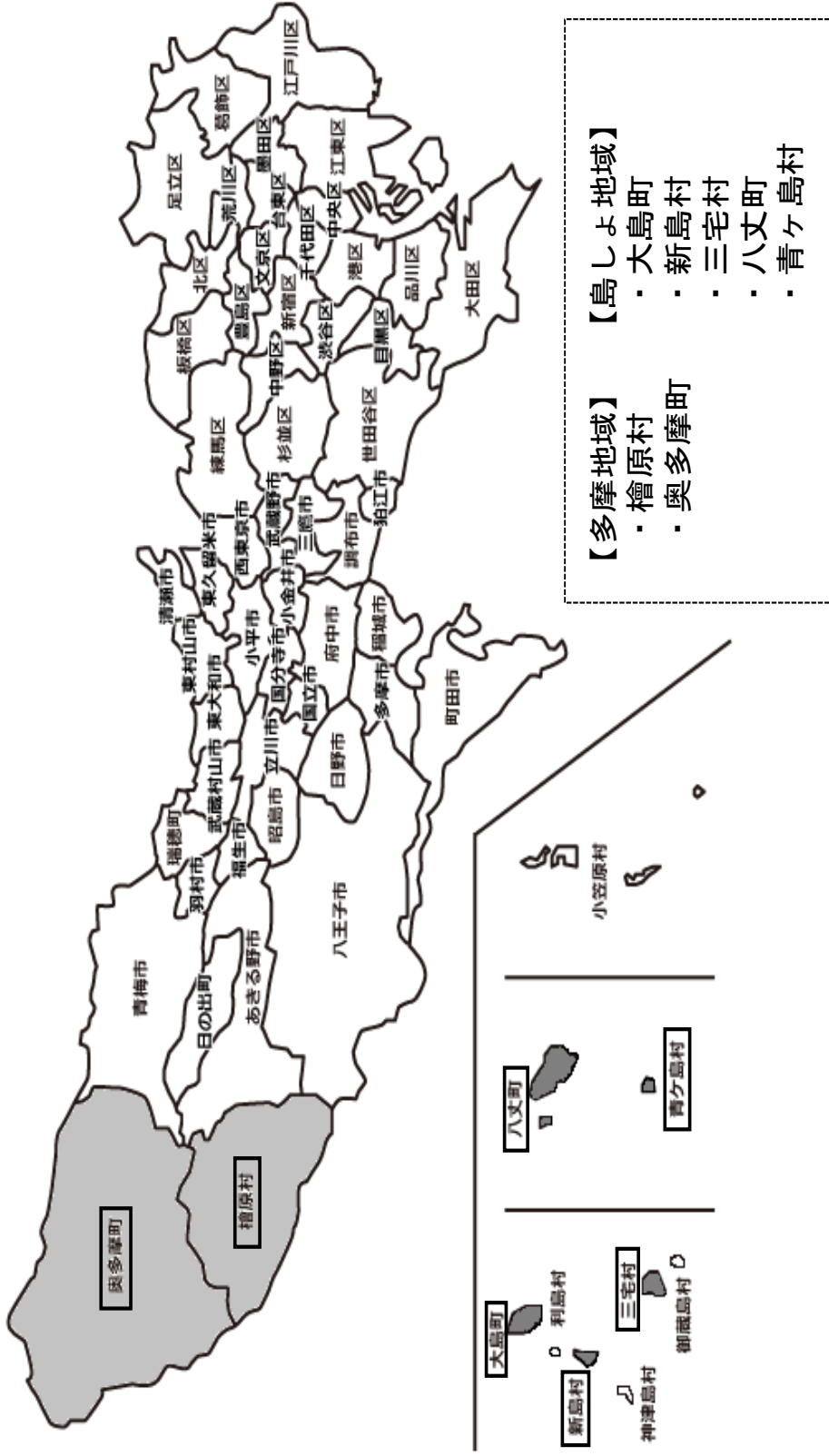
(令和3年度～令和7年度)

素案

令和3年5月



東京都における過疎地域指定町村



目 次

1	基本的な事項	
(1)	過疎地域の現状と問題点	1
(2)	過疎地域持続的発展の基本的な方向	20
(3)	広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	22
2	産業の振興	
(1)	産業振興の方針	23
(2)	農林水産業の振興	23
(3)	地場産業の振興	24
(4)	企業の誘致対策	25
(5)	起業の促進	25
(6)	商業の振興	25
(7)	観光の振興	25
(8)	テレワークの定着と促進	26
3	交通・通信体系の整備及び情報化の推進	
(1)	交通・通信体系の整備の方針	26
(2)	都道及び町村道の整備	27
(3)	農道及び林道の整備	27
(4)	交通確保対策	28
(5)	電気通信施設の整備	28
(6)	情報化の推進	28
4	生活環境の整備	
(1)	生活環境の整備の方針	29
(2)	水道、下水処理施設等の整備	29
(3)	廃棄物処理	29
(4)	消防・救急施設の整備	29
5	高齢者・児童等の福祉の向上及び増進	
(1)	高齢者・児童等の福祉の向上及び増進の方針	30
(2)	高齢者・障害者の福祉の向上及び増進を図るための対策	30
(3)	児童の福祉の向上及び増進を図るための対策	30
6	保健・医療の確保	
(1)	保健・医療の確保の方針	31
(2)	保健・医療の確保の対策	31
(3)	無医地区対策	32
(4)	専門医療と救急医療の確保対策	32

7	教育の振興		
(1)	教育の振興の方針	3 2
(2)	公立小中学校の統合整備等教育施設の整備	3 3
(3)	生涯学習の基盤整備	3 3
8	地域文化の振興（伝統文化、歴史、芸能の保存振興等）	3 3
9	集落の整備	3 3
1 0	再生可能エネルギーの利用推進	3 4
1 1	移住・定住及び地域間交流の促進並びに人材の確保・育成		
(1)	移住・定住及び地域間交流の促進	3 4
(2)	人材の確保・育成	3 4

1 基本的な事項

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第7条の規定に基づき、過疎地域の持続的発展を図るため、東京都過疎地域持続的発展方針を策定する。

なお、本方針は、過疎地域に指定された檜原村、奥多摩町（以下「多摩地域」という。）並びに大島町、新島村、三宅村、八丈町及び青ヶ島村（以下「島しょ地域」という。）の7町村を対象とする。

(1) 過疎地域の現状と問題点

① 地域の概況

ア 過疎法の経緯及び指定地域

昭和45年以来、昭和45年度から昭和54年度までは、過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）、昭和55年度から平成元年度までは、過疎地域振興特別措置法（昭和55年法律第19号）、平成2年度から平成11年度までは、過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）、平成12年度から令和2年度までは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「旧法」という。）により、過疎地域に関する取組が進められてきた。

令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、旧法により過疎地域に指定されていた檜原村、奥多摩町、大島町、新島村、三宅村及び青ヶ島村に加え、新たに八丈町が地域指定を受けた。

イ 位置

過疎地域のうち、多摩地域は、都の西部に位置する山村地域にあり、檜原村は、南部が山梨県及び神奈川県に隣接し、奥多摩町は、西部が山梨県に、北部が埼玉県に隣接している。

また、島しょ地域は、東京の南方約350kmにわたり太平洋上を南北に連なる伊豆諸島に点在している。新島村は、新島のほか、有人離島である式根島も有している。

ウ 面積

過疎地域の総面積は、平成27年の国勢調査によると、582.7km²（檜原村105.41km²、奥多摩町225.53km²、大島町90.76km²、新島村27.54km²、三宅村55.27km²、八丈町72.23km²、青ヶ島村5.96km²）であり、都の総面積の26.55%にあたる比較的大きな割合を占めている。

エ 人口

過疎地域の総人口は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳によると、26,919人（檜原村2,112人、奥多摩町4,991人、大島町7,411人、新島村2,633人、三宅村2,383人、八丈町7,224人、青ヶ島村165人）であり、都の総人口の0.19%を占めている。

過疎地域の人口密度は、46人/km²であり、都平均の6,310人/km²と比較すると極めて低くなっている。

過疎地域の高齢者比率(65歳以上の人口の比率)は、令和3年1月1日現在42.2%であり、都全体の高齢者比率22.7%と比較して高い数値となっている。

また、若年者比率(15歳以上30歳未満の人口の比率)は9.0%であり、都全体の若年者比率16.4%と比較して低い数値となっている。過疎地域の人口構成は、いわゆる「きのこ型」となっている。

オ 他の地域開発立法に基づく地域指定との関係

多摩地域は、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条の規定に基づく振興山村の区域に指定されている。

島しょ地域は、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定に基づく離島振興対策実施地域に指定されており、また、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)第2条第1項の規定に基づく有人国境離島地域に指定されている。

なお、過疎地域の7町村は全て、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項の規定に基づく辺地の対象に指定されている。

② 過疎現象の動向

ア 人口動態

昭和50年と平成27年の国勢調査の数値を比較すると、過疎地域全体の人口減少率は37.3%と高い率となっている。

過去の減少率を見てみると、昭和35年と昭和50年の比較が17.6%、昭和50年と平成2年の比較が12.3%、平成2年と平成17年の比較が16.6%、平成17年と平成27年の比較が14.2%となっている。

また、年齢階層ごとの人口動向では、昭和50年と平成27年の国勢調査を比較すると、0～14歳階層は、10,249人から2,814人と大幅に減少し、全体に占める割合も22.7%から9.9%と大きく低下している。

生産年齢人口の15～64歳階層は29,565人から14,378人に減少し、全体に占める割合は65.4%から50.7%に低下した。一方、65歳以上の階層は、5,365人から11,120人に増加し、全体に占める割合も、11.9%から39.2%と高い増加率となっている。

都の過疎地域における人口は、昭和30年前後から減少傾向を示し始め、昭和35年からの10年程度をピークに急激な減少が進んだ。これは、経済の高度成長が進む中、新規学卒者を中心に、就業機会を求めて第二次産業及び第三次産業を主産業とする都市部へ急激に人口が流出したことによるが、現在一部地域においては、Uターン、Iターン現象が見られ、人口の減少が鈍化したとはいえ、このような人口流出は構造として依然残っているのが現状である。

イ 財政力

過疎地域の各町村の財政力指数は、平成29年度から令和元年度までの3か年を単純平均すると0.25であり、全国市町村平均の0.51と比較して、脆弱な財政状況となっている。

また、全ての過疎町村において、公営競技の売得金及び売上金に係る収益はない。

表 1 町 村 別 面 積 ・ 人 口 等

区分	檜原村	奥多摩町	多摩地域計	大島町	新島村	三宅村	八丈町	青ヶ島村	島しょ地域計	過疎地域計
面積 (km ²)	105.41	225.53	330.94	90.76	27.54	55.27	72.23	5.96	251.76	582.70
人口 (人)	2,112	4,991	7,103	7,411	2,633	2,383	7,224	165	19,816	26,919
人口密度 (人/km ²)	20.04	22.13	21.46	81.65	95.61	43.12	100.01	27.68	78.71	46.20
高齢者比率 (%)	52.2	50.2	50.8	38.0	40.5	39.5	40.0	20.0	39.1	42.2
若年者比率 (%)	6.7	8.1	7.7	11.7	9.2	8.4	7.8	7.3	9.5	9.0
財政力指数	0.16	0.31	0.24	0.34	0.22	0.24	0.30	0.15	0.25	0.25

* 人口、高齢者比率（65歳以上）及び若年者比率（15歳以上30歳未満）は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳による。

* 財政力指数は、平成29年度から令和元年度までの3か年の単純平均

表 2 人口の推移 (昭和35年～平成27年)

(単位：人、%)

過疎地域 町村名	国勢調査					増(△)減率							＜参考＞ 住民基本台帳		
	S35年	S50年	H2年	H17年	H27年	S50/S35	H2/S50	H17/H2	H27/H17	H27/S35	H27/S50	H27/H2	H31年 (R元年)	R2年	R3年
檜原村	5,650	4,686	3,808	2,930	2,209	△ 17.1	△ 18.7	△ 23.1	△ 24.6	△ 60.9	△ 52.9	△ 42.0	2,217	2,138	2,112
奥多摩町	13,785	10,559	8,752	6,741	5,234	△ 23.4	△ 17.1	△ 23.0	△ 22.4	△ 62.0	△ 50.4	△ 40.2	5,179	5,038	4,991
多摩地域計	19,435	15,245	12,560	9,671	7,443	△ 21.6	△ 17.6	△ 23.0	△ 23.0	△ 61.7	△ 51.2	△ 40.7	7,396	7,176	7,103
大島町	12,090	11,097	10,014	8,702	7,884	△ 8.2	△ 9.8	△ 13.1	△ 9.4	△ 34.8	△ 29.0	△ 21.3	7,716	7,544	7,411
新島村	4,438	3,685	3,505	3,161	2,749	△ 17.0	△ 4.9	△ 9.8	△ 13.0	△ 38.1	△ 25.4	△ 21.6	2,722	2,688	2,633
三宅村	6,625	4,631	3,911	2,439	2,482	△ 30.1	△ 15.5	△ 37.6	1.8	△ 62.5	△ 46.4	△ 36.5	2,481	2,425	2,383
八丈町	11,818	10,318	9,420	8,837	7,613	△ 12.7	△ 8.7	△ 6.2	△ 13.9	△ 35.6	△ 26.2	△ 19.2	7,465	7,326	7,224
青ヶ島村	402	205	203	214	178	△ 49.0	△ 1.0	5.4	△ 16.8	△ 55.7	△ 13.2	△ 12.3	159	168	165
島しょ地域計	35,373	29,936	27,053	23,353	20,906	△ 15.4	△ 9.6	△ 13.7	△ 10.5	△ 40.9	△ 30.2	△ 22.7	20,543	20,151	19,816
合計	54,808	45,181	39,613	33,024	28,349	△ 17.6	△ 12.3	△ 16.6	△ 14.2	△ 48.3	△ 37.3	△ 28.4	27,939	27,327	26,919

* 住民基本台帳人口は、各年1月1日現在

表 3 年 齡 階 層 別 人 口 動 向 (昭和35年~平成27年)

(単位:人、%)

通算地域	0 ~ 14歳						15 ~ 29歳						15 ~ 64歳						65歳以上					
	S35年	S50年	R2年	R17年	R27年	S60/S55 △47.5 △56.9 △51.6 △35.2	S35年	S50年	R2年	R17年	R27年	S60/S55 3.2 △31.4 △50.4 △51.2	S35年	S50年	R2年	R17年	R27年	S60/S55 △11.1 △20.4 △36.3 △32.4	S35年	S50年	R2年	R17年	R27年	S60/S55 18.0 62.4 24.2 △12.6
町村名	2,153	1,131	488	236	153		975	1,006	690	342	167		2,897	2,895	2,361	1,504	1,016		500	938	1,190	1,040		
樽原村	38.1	24.1	12.8	8.1	6.9		17.3	21.5	18.1	11.7	7.6		53.0	63.3	62.0	51.3	46.0		8.8	12.6	25.2	40.6	47.1	
奥多摩町	4,152	2,282	1,237	526	335		3,461	2,827	1,547	888	424		8,233	7,176	5,885	3,750	2,375		800	1,101	1,828	2,465	2,522	
大島町	4,147	2,603	1,700	1,065	870		2,465	2,201	1,465	826	839		7,043	7,181	6,344	5,149	4,220		900	1,313	1,960	2,487	2,791	
新島村	1,414	750	623	382	316		803	640	381	322	182		2,564	2,432	2,107	1,789	1,403		460	500	775	990	1,030	
三宅村	2,612	1,026	713	438	215		1,268	872	404	185	235		3,536	3,101	2,440	1,390	1,319		477	504	738	911	948	
八丈町	4,214	2,388	1,701	1,115	888		2,456	2,028	1,216	889	567		6,651	6,590	5,881	5,194	3,915		953	1,328	1,838	2,524	2,765	
青ヶ島村	161	59	38	41	24		54	46	33	21	15		208	120	132	147	130		33	26	33	26	24	
合計	19,453	10,249	6,500	3,583	2,814		11,512	9,420	5,796	3,474	2,429		31,222	29,565	24,950	16,923	14,378		4,123	5,365	8,150	10,593	11,120	
	35.5	22.7	16.4	10.6	9.9		21.0	20.8	14.5	10.5	8.6		57.0	65.4	65.0	57.3	50.7		7.5	11.9	20.6	32.1	39.2	

* 上段は国勢調査人口、下段は構成比率(%)

③ 過疎地域の現状

ア 産業

(7) 産業の特色

(就業構造)

過疎地域全体の就業構造は平成27年の国勢調査によると、産業分類別に、第一次産業は1,184人で、全就業者数の8.3%（うち農業837人5.8%、林業74人0.5%、漁業273人1.9%）、第二次産業は2,680人で、全就業者数の18.7%、第三次産業は10,317人で、全就業者数の72.1%となっている。

(地域別・産業別就業構造(平成27年国勢調査))

区分	檜原	奥多摩	多摩計	大島	新島	三宅	八丈	青ヶ島	島計	合計
労働力人口	1,049	2,316	3,365	4,063	1,521	1,447	4,178	140	11,349	14,714
就業者総数	1,017	2,191	3,208	3,989	1,495	1,413	4,064	139	11,100	14,308
農業	20	40	60	156	19	65	529	8	777	837
林業	22	35	57	4	1	5	7	-	17	74
漁業	-	6	6	84	50	30	103	-	267	273
第一次産業計	42	81	123	244	70	100	639	8	1,061	1,184
鉱業等	2	31	33	-	1	-	-	-	1	34
建設業	94	210	304	582	259	258	476	40	1,615	1,919
製造業	103	276	379	112	54	24	153	5	348	727
第二次産業計	199	517	716	694	314	282	629	45	1,964	2,680
電気・ガス等	-	24	24	20	14	16	25	4	79	103
情報通信	8	20	28	18	5	10	25	-	58	86
運輸, 郵便	55	105	160	138	62	75	160	3	438	598
卸売, 小売	103	235	338	505	167	116	463	5	1,256	1,594
金融, 保険	7	28	35	57	10	11	25	-	103	138
不動産, 物品賃貸	11	16	27	27	4	4	40	-	75	102
学術研究, 専門・技術サービス	15	40	55	77	12	11	62	1	163	218
宿泊, 飲食サービス	87	242	329	432	204	138	443	14	1,231	1,560
生活関連サービス, 娯楽	52	88	140	136	35	31	128	2	332	472
教育, 学習支援	28	77	105	309	109	77	223	23	741	846
医療, 福祉	171	377	548	551	136	133	471	4	1,295	1,843
複合サービス	12	30	42	66	46	48	102	5	267	309
その他サービス	119	176	295	354	170	144	269	6	943	1,238
公務員	59	119	178	353	126	200	335	18	1,032	1,210
第三次産業計	727	1,577	2,304	3,043	1,100	1,014	2,771	85	8,013	10,317
分類不能の産業	49	16	65	8	11	17	25	1	62	127

(事業所構成)

過疎地域の産業別事業所構成は、「平成28年経済センサスー活動調査」によると、総事業所数は1,987(民営のみ)で、第一次産業10(0.5%)、第二次産業371(18.7%)、第三次産業1,606(80.8%)となっており、第三次産業の割合が高い(都内全体では86.5%)。

(地域別・産業別事業所数(平成28年経済センサスー活動調査)民営のみ。)

区分	檜原	奥多摩	多摩計	大島	新島	三宅	八丈	青ヶ島	島計	合計
事業所総数	139	270	409	562	227	226	548	15	1,578	1,987
農業	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1
林業	3	3	6	-	-	1	-	-	1	7
漁業	-	2	2	-	-	-	-	-	-	2
第一次産業計	3	5	8	1	-	1	-	-	2	10
鉱業等	-	2	2	1	-	-	-	-	1	3
建設業	26	42	68	73	26	37	46	4	186	254
製造業	13	20	33	24	12	13	31	1	81	114
第二次産業計	39	64	103	98	38	50	77	5	268	371
電気・ガス等	-	3	3	1	1	1	1	1	5	8
情報通信	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1
運輸, 郵便	2	8	10	14	12	12	22	1	61	71
卸売, 小売	37	48	85	159	50	40	117	1	367	452
金融, 保険	-	2	2	6	1	2	4	-	13	15
不動産, 物品賃貸	2	1	3	8	-	5	20	-	33	36
学術研究, 専門・技術サービス	1	3	4	10	1	1	13	-	25	29
宿泊, 飲食サービス	27	76	103	146	87	62	170	5	470	573
生活関連サービス, 娯楽	7	18	25	45	14	26	57	-	142	167
教育, 学習支援	-	2	2	11	2	2	12	-	27	29
医療, 福祉	8	16	24	26	4	5	25	-	60	84
複合サービス	2	5	7	9	5	6	8	1	29	36
その他サービス	11	19	30	28	12	13	21	1	75	105
第三次産業計	97	201	298	463	189	175	471	10	1,308	1,606

(イ) 農業

農業については、多摩地域、島しょ地域ともに、厳しい自然環境条件の下に置かれているが、各地域の特色を生かした取組みが展開されている。農産物は、島しょ地域では、アシタバ、カンショ、サトイモ等の特産野菜、花き・観葉植物等が、多摩地域では、ワサビ、バレイショ等の特産野菜が栽培されている。

(地域別・農業指数)

区 分	檜 原	奥多摩	多摩計	大 島	新 島	三 宅	八 丈	青ヶ島	島 計	合 計
農家戸数 戸	161	59	220	143	110	102	370	9	734	954
耕地面積 ha	63	48	111	283	38	95	417	18	851	962
田	1	3	4	—	—	—	—	—	—	4
畑	62	45	107	283	38	95	417	18	851	958

(農家戸数は平成27年「農林業センサス」農林水産省、耕地面積は令和2年「耕地及び作付面積統計」農林水産省)

(ウ) 畜産

畜産業については、島しょ地域において自然条件を生かした経営が行われている。八丈町及び青ヶ島村では、自給飼料を活用した肉用牛の繁殖経営により、肥育素牛を都内肥育経営農家等に供給するとともに、堆肥をカンショ等の生産に活用するなど、生産性の向上に大きく寄与している。

また、大島町及び八丈町では酪農も行われており、現地で牛乳や乳製品が生産・流通されている。

(エ) 林業

多摩地域の森林面積は30,918ha(令和2年4月1日現在)、林野率は93%となっており、そのうちスギ、ヒノキ等の人工林が16,928haにのぼる典型的な山村である。このため、森林資源の蓄積量は大きいものの、地形が急峻で生産コストが高いため、木材等の林産物の生産量は低調である。

島しょ地域においては、森林面積は15,180ha(令和2年4月1日現在)であり、林野率は60%と都平均の36%を大きく上回っている。温暖多雨な気候に恵まれ、樹木の生育に適しているが、年間を通して風が強いため、生育が困難な場所もみられる。特用林産物としては、椿油、木炭等が生産されている。

(地域別・林野面積)

区 分	檜 原	奥多摩	多摩計	大 島	新 島	三 宅	八 丈	青ヶ島	島 計	合 計
林野面積ha	9,751	21,167	30,918	4,740	1,785	4,184	3,962	509	15,180	46,098
国 有	—	—	—	—	—	152	25	148	325	325
民 有	9,751	21,167	30,918	4,740	1,785	4,032	3,936	361	14,854	45,772
林野率%	93	94	93	52	65	76	55	85	60	79

(令和元年東京都産業労働局調べ) ※各計と各内訳の数値は、四捨五入のため一致しない場合がある。

(オ) 水産業

多摩地域において、河川は、水産業に加え遊漁に代表される観光・レクリエーションの場としても利用されており、魚類の放流・養殖、魚道の整備、水辺環境の保全などが進められている。

島しょ地域において、水産業は基幹産業であり、地域経済に大きな関わりを持っているため、規模は零細であるが漁業に寄せる期待は大きい。平成30年の伊豆諸島及

び小笠原諸島全体の漁獲量3,004トン・生産額3,703百万円のうち、島しょ地域では、漁獲量1,595トン・生産額1,769百万円をあげており、水産資源の持続的利用を図るため、漁業生産に必要な施設整備をはじめ、水産資源の保全、漁場整備などが進められている。

(カ) 製造業

過疎地域の工業は「平成28年経済センサス」によると、事業所数114、製造品出荷額等約55億円となっている。

また、付加価値率（付加価値額／出荷額等）は59.8%で、都内全体の付加価値率40.5%を大きく上回っている。一方、従業者一人当たりの付加価値額は774.9千円であり、都内全体（1,260.8千円）を大きく下回っている。

(地域別・産業別事業所数 製造業 (平成28年経済センサスー活動調査))

区分	檜原	奥多摩	多摩計	大島	新島	三宅	八丈	青ヶ島	島計	合計
製造業合計	13	20	33	24	12	13	31	1	81	114
食料品	2	3	5	14	7	7	19	-	47	52
飲料・たばこ・飼料	-	-	-	1	1	1	4	1	8	8
繊維工業	-	-	-	2	-	-	3	-	5	5
木材・木製品	3	1	4	-	-	-	-	-	-	4
家具・装備品	2	3	5	-	1	-	-	-	1	6
印刷・同関連	-	2	2	2	-	-	1	-	3	5
化学工業	-	-	-	5	-	-	2	-	7	7
プラスチック製品	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1
窯業・土石製品	1	1	2	-	3	2	2	-	7	9
金属製品	1	3	4	-	-	1	-	-	1	5
はん用機械器具	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1
生産用機械器具	1	1	2	-	-	-	-	-	-	2
業務用機械器具	-	2	2	-	-	-	-	-	-	2
電子部品等	-	2	2	-	-	-	-	-	-	2
電気機械器具	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1
輸送用機械器具	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1
その他の製造	1	-	1	-	-	2	-	-	2	3
出荷額等 (億円)	15.9	19.4	35	7.9	2.2	X	9.2	-	19	55
付加価値額 (億円)	9.7	12.7	22	4.9	1.0	X	4.4	-	10	33
付加価値率 (%)	61.3	65.5	63.6	61.7	43.7	X	47.5	-	52.9	59.8
従業者一人当 たり付加価値 額(万円)	1,597.8	998.5	1,193	616.1	170.3	X	446.5	-	417.9	774.9

※ xは秘匿数値

※「出荷額等」の島計、合計は三宅及び青ヶ島を除いた数値

※「付加価値額」、「付加価値率」及び「従業者一人当たり付加価値額」の島計、合計は、三宅及び青ヶ島を除いた値

(キ) 建設業及びサービス業

「平成28年経済センサスー活動調査」によると、過疎地域の建設業の事業所数は254である。一方、サービス業(複合サービス業及びその他のサービス業)は141である。

(ク) 卸売業、小売業及び飲食サービス業

「平成28年経済センサスー活動調査」によると、過疎地域の卸売業の事業所数は45、小売業は407、飲食サービス業は318となっている。

(地域別・産業別事業所数 卸売業、小売業及び飲食サービス業 (平成28年経済センサス一活動調査))

区分	檜原	奥多摩	多摩計	大島	新島	三宅	八丈	青ヶ島	島計	合計
卸売業	6	5	11	12	3	5	14	-	34	45
繊維・衣服等卸	1	-	1	-	-	-	1	-	1	2
飲食料品卸	2	1	3	7	1	2	6	-	16	19
建築材料卸	2	1	3	4	1	1	2	-	8	11
機械器具卸	-	2	2	-	-	1	2	-	3	5
その他の卸	1	1	2	1	1	1	3	-	6	8
小売業	31	43	74	147	47	35	103	1	333	407
各種商品小売	-	-	0	1	-	-	1	-	2	2
織物・衣服等小売	-	2	2	10	3	2	11	-	26	28
飲食料品小売	18	25	43	54	19	14	32	1	120	163
機械器具小売	2	1	3	19	4	4	12	-	39	42
その他の小売	9	15	24	61	21	15	43	-	140	164
無店舗小売	2	-	2	2	-	-	4	-	6	8
飲食サービス業	11	49	60	83	23	29	122	1	258	318
飲食店	11	45	56	76	22	29	121	1	249	305
持ち帰り・配達	-	4	4	7	1	-	1	-	9	13

(ケ) 観光関連産業

観光客入込数は、島しょ地域で約21万人(令和2年)、奥多摩町で約9.8万人(平成29年)、檜原村は約2.8万人(平成29年)であり、また、島しょ地域への観光客の消費額推計は約5.9億8千万円となっている。

イ 交通・通信

(7) 公共交通

檜原村の交通機関は、隣接するあきる野市にあるJR武蔵五日市駅から、数馬方面及び小岩方面の2路線を民営バスにより運行している。

また、奥多摩町の交通機関は、JR奥多摩駅から小河内ダム方面の6路線、日原鍾乳洞方面の2路線、川井方面の2路線を民営バスにより運行している。

島しょ地域における本土との交通は、航路及び空路が確保されている。

航路は、東京から大島、利島、新島（163km、貨客船で8時間30分（夏季）、10時間35分（冬季）、高速ジェット船で2時間50分）、式根島を經由し神津島（188km、貨客船9時間55分（夏季）、12時間00分（冬季）、高速ジェット船で3時間40分）に至る航路、東京から三宅島（186km、6時間30分）、御蔵島を經由し八丈島（302km、10時間25分）に至る航路及び、下田から神津島を經由し式根島、新島、利島に至る航路がある。

大島航路は、貨客船の東京発が0～7便/週、高速ジェット船は1～3便/日、八丈航路については週7便、下田航路については週6便が就航している。

このほか、過疎地域振興特別措置法（昭和55年法律第19号）に基づく対策として建造した船舶による航路が八丈島～青ヶ島間（81km、3時間00分、4～5便/週）に開設されている。

空路は、羽田から八丈島へ（353km、55分）毎日3便が就航している。

また、調布から大島へ（104km、25分）毎日3便、調布から新島へ（147km、35分）毎日4便、調布から神津島へ（172km、40分）毎日3便、調布から三宅島へ（189km、45分）毎日3便、ドルニエが就航している。

さらに、島間の交通として、八丈島を起点とし、青ヶ島、御蔵島、三宅島、大島及び利島を經由して八丈島へ戻るヘリ・コミューターが平成5年8月から就航している。

(イ) 道路

令和2年4月1日現在、東京都（知事）管理道路及び町村道の現況は下記のとおりとなっている。

東京都（知事）管理道路は、一定水準の継続的な新設及び拡幅整備を進めてきた結果、規格改良済は91%、舗装済は91%と収束に向かいつつある。特に、島しょ地域の規格改良済及び舗装済は、ほぼ100%に達している。

(東京都(知事)管理道路の現況)

町 村 名	総延長 km	改 良 済		舗 装 済	
		延長 km	率 %	延長 km	率 %
檜 原 村	50.3	43.8	87	44.3	88
奥多摩町	82.7	64.2	78	62.6	76
大 島 町	60.3	58.1	96	58.1	96
新 島 村	16.4	16.4	100	16.4	100
三 宅 村	34.6	34.6	100	34.6	100
八 丈 町	54.8	54.8	100	54.8	100
青ヶ島村	6.3	6.3	100	6.3	100
合 計	305.4	278.2	91	277.1	91

(町村道の現況)

町 村 名	総延長 km	改 良 済		舗 装 済	
		延長 km	率 %	延長 km	率 %
檜 原 村	70.0	21.0	30	29.0	41
奥多摩町	224.2	52.6	23	73.3	33
大 島 町	438.8	125.2	29	180.3	41
新 島 村	126.3	50.7	40	57.1	45
三 宅 村	101.0	51.5	51	73.4	73
八 丈 町	435.2	143.3	33	181.9	42
青ヶ島村	30.8	16.3	53	16.3	53
合 計	1426.3	460.6	32	611.3	43

(ウ) 情報通信

島しょ地域における郵便及び新聞の配達は、公共交通に依存しているため、船便及び航空便の欠航によって遅れることがある。

都では、インターネット等を利用して広く都民に、都政や都民の生活、文化、生涯学習活動等にかかわる情報を迅速に分かりやすく提供している。

また、ローカルテレビ局である「東京メトロポリタンテレビジョン」(TOKYO MX)などを利用し、都政に関する情報を提供している。

防災行政無線は、全ての過疎地域において整備されている。

ウ 生活環境

(ア) 水道

多摩地域、島しょ地域ともに簡易水道等の整備は着実に進み、生活用水のほとんどが水道により賄われている。

(イ) 廃棄物処理

全ての町村(檜原村及び奥多摩町は一部事務組合にて処理)で可燃ごみを全量焼却

できるごみ処理施設が整備されており、当該施設は平成14年12月1日以降の廃棄物処理法に基づく焼却施設に係る構造基準に適合している。

また、廃棄物の資源化については、檜原村及び奥多摩町とも20%以上（平成30年度実績）のリサイクル率を達成している。島しょ地域においても、空缶、空ビン及びペットボトルの資源回収が行われており、特に青ヶ島村のリサイクル率は20%以上となっている。

大島町及び新島村の焼却灰の処理は、東京都島嶼町村一部事務組合が設置した大島一般廃棄物管理型最終処分場に、三宅村、八丈町及び青ヶ島村の焼却灰は八丈島一般廃棄物管理型最終処分場に埋め立てられている。

(ウ) 生活排水

檜原村及び奥多摩町では、特定環境保全公共下水道の整備を進めている。新島村では、若郷地区での漁業集落排水処理施設の整備が終了し、本村地区及び式根島地区での特定環境保全公共下水道の整備を進めている。

また、各町村の下水道計画地域外では、檜原村及び三宅村では浄化槽設置整備事業（個人設置型）により、奥多摩町、大島町及び八丈町では市町村整備促進事業（市町村設置型）により、浄化槽の普及を図っている。

(エ) し尿処理

汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の処理について、檜原村及び奥多摩町では、一部事務組合が設置した処理施設で処理されている。

また、大島町、三宅村及び八丈町では、汚泥再生処理センターが、青ヶ島村では、し尿浄化槽清掃汚泥処理施設がそれぞれ整備され、し尿及び浄化槽汚泥の処理が行われている。一方、新島村では、し尿処理施設は未整備となっている。

(オ) 消防施設

東京消防庁に常備消防事務を委託している檜原村及び奥多摩町並びに独自に消防本部を設置している大島町、三宅村及び八丈町を除き、新島村及び青ヶ島村では非常勤消防団員による非常備消防である。

各町村とも防火水槽や消防ポンプ自動車等の消防施設を整備しつつある。

エ 社会福祉

(老人福祉施設等)

施設・事業所名	檜原村	奥多摩町	大島町	新島村	三宅村	八丈町	青ヶ島村
老人デイサービスセンター（通所介護事業所）	0	0	1	0	1	1	0
老人短期入所施設（ショートステイ）	2	4	1	1	1	1	0
特別養護老人ホーム	2	4	1	1	1	1	0
養護老人ホーム	0	0	0	0	0	0	0
軽費老人ホーム	0	1	0	0	0	0	0
老人福祉センター	1	0	0	1	0	0	0
在宅介護支援センター	0	0	0	0	0	0	0
地域包括支援センター	1	1	1	1	1	1	1

令和2年4月1日現在の開設済施設・事業所数

(その他の福祉施設)

施設名	檜原村	奥多摩町	大島町	新島村	三宅村	八丈町	青ヶ島村
児童福祉施設等							
保育所	1	2	4	2	1	3	0
児童館	1	0	0	0	0	0	0
学童クラブ	0	2	2	0	1	3	0
母子福祉施設	0	0	0	0	0	0	0
市町村保健センター (保健所出張所・支所)	1 ※ア	1 ※ア	1 (1)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	1 ※イ

※ア 西多摩保健所所管内

※イ 八丈出張所所管内

令和3年4月1日現在（学童クラブのみ令和2年7月1日時点）

- 心身障害者福祉センター巡回相談（身体障害者手帳、愛の手帳、補装具に関する判定等）の実施

檜原村 毎年1回実施 令和2年度 実施なし

奥多摩町 毎年1回実施 令和2年度 実施 1名

大島町 毎年1回実施 令和2年度 実施 9名

新島村 毎年1回実施 令和2年度 実施 13名

三宅村 毎年1回実施 令和2年度 実施なし

八丈町 毎年1回実施 令和2年度 実施 4名

青ヶ島村 毎年1回実施 令和2年度 実施なし

- 児童相談センター巡回相談（児童相談全般（知的障害児愛の手帳新規交付及び更新を含む。））の実施

檜原村・奥多摩町 巡回相談は実施していない

（立川児童相談所所管区域のため通常の相談にて対応）

大島町 毎年春・秋2回実施 令和2年度実績 13ケース

新島村・神津島村合同実施 毎年春・秋2回実施 令和2年度実績 20ケース

三宅村 毎年春・秋2回実施 令和2年度実績 18ケース

八丈町・青ヶ島村合同実施 毎年春・秋2回実施 令和2年度実績 15ケース

オ 保健・医療

各町村が実施する住民に身近な保健事業の実施に当たっては、西多摩保健所（檜原村及び奥多摩町）、島しょ保健所大島出張所、新島支所、三宅出張所及び八丈出張所（八丈町及び青ヶ島村）において、地域の実情を踏まえた支援を行っている。

また、生活環境に関する業務（環境衛生、食品衛生、獣医衛生等）などの各種専門分野においては、必要な規制を実施し、安全確保に努めている。

さらに、島しょ地域において、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康診査等の補助事業を実施している。

医療施設は、令和3年4月1日現在、多摩地域で10か所（病院1、診療所6、歯科診療所3）、島しょ地域で28か所（病院1、診療所8、歯科診療所15、保健所出張所3、支所1）である。

また、多摩地域、島しょ地域ともに、町村が眼科・耳鼻咽喉科・歯科等の特定診療科の専門医師を確保して診療を行う事業に補助を実施している。

島しょ地域での処置が困難な救急患者については、東京消防庁等のヘリコプターを

利用し、本土の都立病院等に搬送して治療している。

カ 教育文化

(7) 学校教育

過疎地域3町4村の平成28年から令和2年までの5か年間の児童・生徒数は、減少傾向にあり、今後も引き続き減少すると見込まれる。

令和2年5月1日現在、小学校児童数は1,018人、中学校生徒数は504人、高等学校生徒数は587人である。

学校数は、小学校が多摩地域に3校、島しょ地域に10校、中学校が多摩地域に2校、島しょ地域に10校、高等学校が島しょ地域に5校、設置されている。

学校施設面では、全ての学校で屋内運動場やプールが整備されているが、児童・生徒数が少ないため、小学校と中学校で共用している場合もある。

また、全ての中学校及び高等学校にコンピュータ教室を設置している。いずれの学校においても、屋内や屋外の運動場が地域に開放されている。

西多摩へき遠地区及び島しょ地域所在の公立学校に赴任する教職員のための住宅については、令和2年5月現在、大島町216戸、新島村102戸、三宅村74戸、八丈町148戸、青ヶ島村22戸、島しょ地域全体で562戸、及び奥多摩町8戸を設置している。

(イ) 社会教育

西多摩、伊豆諸島地域には、文化財が比較的多く、都指定の文化財の指定件数は多摩地域、島しょ地域の3町4村で全体の約1割を占め、特に民俗芸能等の指定割合が高くなっている。

また、多摩地域、島しょ地域には、ホール・劇場等が少ない。図書館については、ほとんどの地域で設置されているものの蔵書数が少ないなど、図書館としての機能が十分でない。

(ウ) 労働移動

中学校卒業生の進学及び就職状況は、島しょ地域では、令和2年3月の卒業生150人のうち、149人(99.3%)が進学している。

多摩地域では、卒業生33人全員(100%)が進学している。

高等学校卒業生は、大島町、新島村、三宅村及び八丈町で総数190人のうち83人(43.7%)が大学等へ進学、66人(34.7%)が専修学校等に入学、31人(16.3%)が就職している。

キ 再生可能エネルギー

島しょ地域では、主に内燃力発電により電力が確保されている。

また、一部の町村については、太陽光発電による電力を利用した電気自動車活用の取組や、温泉熱を施設の空調等に利用する取組が行われている。

多摩地域では、公益財団法人東京都環境公社が実施しているバイオマス発電及び太陽光発電に由来するFIT電気を東京都檜原都民の森に供給している。

④ 問題点

ア 産業

(7) 農業

多摩地域、島しょ地域ともに、急峻な地形など自然条件の制約から耕地が狭く、農家の経営規模も零細であり、農家経済も不安定である。

また、農業従事者の高齢化が顕著であり、後継者不足も大きな問題となっている。

(イ) 林業

多摩地域では、木材需要の減少や木材価格の長期低迷により、林業経営は厳しい状況が続いている。そのため、多摩地域のスギやヒノキ等の人工林の多くが利用期を迎えているにもかかわらず活用が進んでおらず、森林の循環が停滞している。島しょ地域では、従事者の高齢化や過疎の影響により特用林産物の生産は少量となっている。

(ウ) 水産業

島しょ地域は、良好な漁場に恵まれているが、離島という立地条件による各種の制約を受け、漁業規模も零細であり、漁協・漁家経営も不安定である。このため、漁港をはじめとした生産基盤の整備充実が強く望まれている。

また、漁業者の高齢化が進んでおり、後継者不足が深刻な問題となっている。

(エ) 商工業

多摩地域では、工場に適した平坦地が少ないなどの制約もあり、大規模な工場の誘致等が難しい状況が続いている。

島しょ地域では、製造業は水産加工など島の資源を利用するものが多いが、いずれも比較的規模が小さく経営の安定性に欠けている。

また、離島ということもあり、輸送コスト面での不利等が島外への販路開拓を難しくしている。

さらに、島民生活の安定に大きな役割を果たしている商業も、仕入れ活動において円滑性を欠いている。

(オ) 観光関連産業

多摩地域は、首都圏からの乗用車又は電車による日帰り観光が主となっているため、地元への経済的効果は薄い。

島しょ地域における観光客の入込傾向は、おおむね横ばい状態が続いていたが、新型コロナウイルス感染症による旅行の自粛の影響を受け、令和2年に大きく落ち込んでいる。

また、島しょという地理的条件や気象状況に左右されやすく、マリンスポーツ中心のため、夏季中心の集客構造となっている。

イ 交通・通信

(7) 公共交通

多摩地域については、主に土日の交通渋滞の解消が課題となっている。

島しょ地域は、東京からの交通距離が遠く、島民の安定した生活や豊かな自然と資源を生かした産業の振興を図るため、本土と島しょ間及び島しょ相互間の交通の安全

性、確実性、利便性及び快適性を向上させることが課題である。

(イ) 都道の整備

過疎地域の交通手段は車両が中心であり、道路は生活や産業、経済及び文化等の活動や振興に大変重要な基盤施設となっている。そのため、道路は急峻な地形等の自然条件から起こる災害や緊急事態等に対応できる安全な機能を有さなければならない。

この地域の道路整備は、継続的な新設及び拡幅整備を進めてきた結果、主要な都道の一次改良事業が収束に向かいつつあるが、幅員狭小箇所等もあり、いまだ十分な整備状況にあるとは言えない。特に、山間島しょ部固有の地勢条件により、急カーブ、急勾配等の線形不良箇所や法面崩壊、落石の恐れがある箇所の改善も残されている。

一方、各町村では、地域の振興策として豊かな自然環境を利用した観光施設等の誘致や地場産業の育成を掲げており、現道拡幅や線形改良のほか、トンネルなどによる代替路の確保、歩道の設置、景観整備など地域振興と防災力向上を図る道路整備が求められている。

道路整備事業の実施に当たっては、過疎地域の大部分が国立公園内にあたることから、自然環境や景観に配慮しながら整備する必要がある。

(ロ) 町村道の整備

この地域は急峻な地形が多いことから、町村道の大半は幅員が狭く車両の通行困難や通行不能な箇所が多い。道路整備に当たっては、自然環境や景観に配慮しながら整備する必要がある。

ウ 生活環境

生活環境施設等は、多摩地域、島しょ地域ともに、地域住民が健康で快適な生活を営めるよう配慮する必要がある。

特に、山間、島しょという厳しい条件の中で、施設の老朽化が進んでいることに加え、住民の水への要望、水源水質の変化、耐塩素性病原体への対策等が求められている。

島しょ地域の町村は財政力が脆弱で、リサイクル施設の建設や缶、ビン等のリサイクル資源の島外搬出などを行う場合は、本土に比べ高コストになるのが大きな課題である。

生活排水処理については、多摩地域、島しょ地域ともに、し尿のみを処理し、その他の生活排水を未処理で放流する単独処理浄化槽が多数あることから、単独処理浄化槽からし尿と併せてその他の生活排水を処理する合併処理浄化槽への転換が大きな課題となっている。

なお、し尿及び浄化槽汚泥を処理するため、大島町、三宅村及び八丈町では汚泥再生処理センターが、青ヶ島村ではし尿浄化槽清掃汚泥処理施設がそれぞれ整備されているが、新島村ではこうした施設が未整備のため、下水道施設の活用を検討している。

消防施設について多摩地域は、山地や河川に囲まれた急峻な地形であることから、消防施設の一層の充実を要する。

また、島しょ地域についても、高低差の著しい地形であることから消防施設の一層の充実を要し、さらに海上からの波風の影響により消防施設の劣化が顕著であることから、消防車両等の更新を要する。

エ 社会福祉

過疎町村は急激に高齢化が進行しているため、高齢者が地域の中で安心して暮らし続けることができるように、地域特性に配慮したきめ細かな高齢者福祉対策が求められている。

また、高齢者に限らず、住民に福祉サービスが必要となったときに、自分のニーズに合わせてサービスを選択し、利用しながら、地域で自立した生活を続けることができる、サービスの基盤整備を進めていく必要がある。

オ 保健・医療

山村及び離島という不利な立地条件に加え、町村の財政力も脆弱なため、医師、看護師、保健師等の確保が困難となっている。

カ 教育文化

学校教育指導面では、児童・生徒が、地域の特性から社会的経験が不足しがちになったり、学校が小規模であるために相互啓発による望ましい集団活動が不足しがちになったりするなどの教育上の課題がある。

施設面では、公立学校に赴任する教職員のための住宅について、多摩地域は入居者数の減少に伴い充足しているが、島しょ地域においては、戸数の不足解消と老朽化した住宅への対応が課題である。

過疎地域では、ホール・劇場等の文化施設が少ないことなどから、住民が芸術文化に接する機会が少ない。

また、地域における住民の文化活動の面でも、指導者が少ない等の課題がある。

一方、地域の歴史を伝える文化財や伝統芸能について、人口減少の影響による後継者不足が問題となっている。これらを保存・継承するとともに、今後、地域文化振興の資源として、積極的な活用を図る必要がある。

キ 再生可能エネルギー

多摩地域、島しょ地域ともに、ゼロエミッション東京の実現に向け、再生可能エネルギーの活用などを推進していく必要がある。

島しょ地域においては、本土が災害により被災した場合、島への燃料供給が停止し、長期間停電することが懸念されている。一方で、再生可能エネルギーの導入に当たっては、製品、資材等の輸送費、強風及び塩害への対策費用など、導入及び維持管理の費用が本土と比べて高いという課題がある。

また、再生可能エネルギー導入に向けて地元関係者間の合意形成が必要不可欠となっており、その取組が求められている。

(2) 過疎地域持続的発展の基本的な方向

昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、50年余の過疎対策事業により、過疎地域の基盤整備等は着実に図られてきた。これらが、地域住民の生活環境の向上に寄与したことはいうまでもなく、永年の過疎対策事業の着実な成果といえる。

しかし、これまでの対策でも現状は十分とはいえず、今後も引き続き基盤の整備と充実を図っていく。

特に、ハード面重視のこれまでの対策から、ソフト面も取り入れ有機的に連携させるなど、

地域の実情を踏まえた過疎対策を実施していく。

過疎地域はその立地条件から交通不便な地であり、なかでも島しょ地域は太平洋の外海に面し、各島が孤立した、いわゆる「外海孤立型離島」であるため、本土及び他の島しょ町村との交流には限界がある。多摩地域についても、神奈川県、山梨県、埼玉県との県境に接しており、都心部への交通アクセスは整備されてきているものの、他地域に比べて地理的に不利な条件となっている。

また、財政面についても、地理的、地形的要因から基幹産業が限られており、各町村とも脆弱な財政状況となっている。

こうした現状認識に立ち、基盤の整備はもとより、東京大都市圏に隣接する地域であることの意義を再認識し、本地域のもつ自然的、社会的条件を生かした産業振興を図ることで、過疎地域の経済的・社会的な持続的発展を促していく。

① 産業の振興

産業の活性化を図り、就業の機会を創出するため、地域の資源、伝統的技術、技能、立地条件等を活用し、各地域の特色を生かした新たな地域産業おこしや、特産品づくりへの支援等各種産業の振興策を推進する。

② 交通・通信体系の整備

ア 公共交通

多摩地域については、現行のバス路線の維持や運行体系の見直し等を行い、バス交通の活性化を図る。

島しょ地域では、本土と過疎地域及び過疎地域内の各町村間の有機的連携を強化するため、基幹的施設である港湾、ヘリポートを含む空港を整備し、需要の動向等に応じて、定期航路、空路の整備・拡充を図ることにより、隔絶性の緩和、広域観光ルートの開発等観光振興及び他地域との交流の活性化等を図る。

また、緊急時には、ヘリコプターによる輸送を着実に行う。

島内交通については、都道、村道等の整備促進を図り、住民生活の向上、産業振興及び観光開発に寄与するものとする。

イ 道路の整備

多摩地域の山間部においては、住民の日常生活を支え、産業の育成及び観光開発等に資するなど、持続的発展を図るために不可欠な基盤施設として、道路の線形改良や拡幅整備、代替路など車両が相互に通行できる2車線道路を整備する。

島しょ地域においては、基幹的な基盤施設である港湾、空港及びヘリポートと集落との連携を強化するため、道路の線形改良、拡幅整備等により、住民生活の向上、産業振興及び観光開発に不可欠な基盤施設として、車両が相互に通行できる2車線道路として整備する。

急峻な地形などにより、拡幅整備が困難な箇所については、待避所の設置、法面防護等局所的な改良により、安全性の向上と交通の円滑化を図る。

また、集落内の通学路や観光客等歩行者の多い区間については、必要に応じ歩道設置を行い、歩行者の安全性向上を図る。

③ 生活環境の整備

ア 水需要に対応した安定給水の確保に加えて、渇水時や災害時等においても一定の給水を維持し、生活への影響をできるだけ少なくすることに配慮する。

このため、地域の実情に即した適切な簡易水道等の計画的整備を進める。

イ 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物処理施設、公共下水道及び浄化槽の整備を推進していく必要がある。

④ 社会福祉

住民が、高齢や障害などによりサービスが必要となったときに、自分のニーズに合わせて多様なサービスの中から適切なサービスを選択し、利用しながら、地域の中で安心して生活を続けられるよう、基礎的自治体が主体となって、地域の実情に合った福祉サービスの提供システムを構築することが必要である。

こうした観点から、都は、過疎地域が地域特性に見合った福祉施策を展開できるよう支援を行う。

⑤ 保健・医療の確保

地域の実情に合わせた地域保健対策等を行っていく。

また、住民の要望が強い医療の確保については、医師等医療従事者の人材確保や専門医療の確保等を支援し、本地域の医療体制の整備を図る。

⑥ 消防

消防水利の整備を中心とする消防施設の充実を図るとともに、消防団員の資質の向上を図るため、専門職員を派遣し訓練を強化する。

また、島しょ地域については、救急患者等の迅速かつ適確な搬送を東京都、東京消防庁、警視庁、海上自衛隊、海上保安庁及び各町村が一体となって強化するなど、救急業務処理体制の一層の充実を図る。

⑦ 再生可能エネルギー

気候変動対策に貢献し、防災力の向上にもつながる再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいく。

(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

多摩地域は、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町及び日の出町とともに、「西多摩地域広域行政圏計画」を策定し、水と緑に恵まれた自然環境を生かしながら、地域の連携に基づく新たな活力と文化を創造する圏域づくりを推進している。

島しょ地域は、利島村、神津島村、御蔵島村及び小笠原村とともに、地域力創造対策実施要綱に基づき、「伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造推進計画」を策定し、マリン・リゾートアイランドの形成及び地域資源を生かした特色ある産業の育成の二つを基本戦略として、島の主要産業である観光、農業、水産業等の産業振興を図るとともに、産業を担う人材の育成・組織づくりを推進し、地域力の創造を図ることとしている。

過疎地域持続的発展計画を実施するに当たって、過疎地域の相互間の連携や、非過疎市町村との連携を図りながら、これら広域的な計画との整合性を保ちつつ、施策を展開していくことが必要である。

また、広域経済社会生活圏や近隣都市などの整備計画に合わせて、必要な基盤整備を図っていく。

2 産業の振興

(1) 産業振興の方針

① 第1次産業

第1次産業は、農林水産物の生産のみならず加工等により他産業への波及効果も期待されることから、多摩地域、島しょ地域ともに農林漁業の振興は地域経済の発展にとって極めて重要なものとなっている。したがって、各地域において地域特性を生かした農林業の振興を図るとともに、特に、島しょ地域にあつては、周辺水域を有効に活用した水産業の振興を図るための施策を講ずる。

② 第2次産業

第2次産業は、多摩地域、島しょ地域ともに建設業、製造業が中心である。建設業については、公共事業に大きく依存している就業構造からの脱却が必要である。製造業については、地域の特産物を原材料とした新製品の開発や製品の販路開拓等を支援する。

③ 第3次産業

第3次産業の中心である観光関連産業は、主に夏季集中型であり、安定した産業とは言い難い。町村や観光協会等と連携し、青ヶ島を除いてほとんどが国立公園区域という恵まれた観光資源を生かした観光開発を進めるとともに、様々な媒体を活用した情報発信を行い、各地域の特色を生かした振興策を講ずる。

④ 新たな地域産業おこし

過疎地域において就業の機会を創出し、地域の活性化を図る有効な戦略として、地域資源を生かした特産品開発等を進め、これを地域における起業へと積極的に結びつけていく。

また、島しょ地域の魅力再発見とブランド化等に向けた取組を推進する。

⑤ 人材育成

多摩地域、島しょ地域の振興を進めていく上で、その基盤を担う人材の育成が不可欠である。公益財団法人東京都島しょ振興公社、商工会の活用等により創造的な研究開発の強化、技術力の向上、意識の啓発等に努め、地域の産業をリードする人材の育成を図る。

⑥ 諸計画との整合

過疎地域の産業振興を推進するに当たっては、自然環境の保全、生活環境の向上等に十分配慮しながら、産業振興のための諸計画との整合を図りつつ、各地域の特性を生かした対策の推進に努める。

(2) 農林水産業の振興

① 農業の振興

ア 地域の特色を生かした農業の振興を基本に、地形・気候等の自然条件を考慮しつつ、地域の条件に適合した高付加価値で収益性の高い作物の選定・導入を進め、特産地化

を図る。このために、耕地の有効利用や担い手の確保・育成とともに、必要な生産基盤整備を進め、農業振興を図る。

イ 畜産業については、飼養管理や衛生対策等の技術支援により経営の安定化を図り、堆肥を耕種農家に提供することにより地域内の連携体制を確保する。

② 林業の振興

ア 多摩地域については、森林循環を促進し、豊かな森林資源を有効に活用するため、林道など生産基盤の整備や先進技術の導入等により、生産性と収益性の向上を進める。
また、林業労働力の確保・育成、並びに多摩産材の利用拡大に努める。さらに、都民・企業等参加の森林づくりを推進する。

イ 島しょ地域については、温暖な気候と多様な天然林資源を生かして、椿などの特用林産物の生産や木炭生産を奨励する。
また、観光・レクリエーションなど、地域特性に合った森林の総合利用を推進する。

③ 水産業の振興

ア 持続的に利用可能な資源である水産資源の活用を図るため、つくり育てる漁業を推進する。このため、適切な資源管理と生息環境の保全を図り、増殖場造成、魚礁設置など漁業資源の維持・増大を行うほか、魚介類種苗の放流・養殖、漁法の改善などに努める。

イ 島しょ地域では、恵まれた好漁場を積極的かつ効率的に活用し、漁獲量の増大を図り、漁家経営の安定に努める。このため、資源管理の推進、漁協経営の合理化、漁業金融制度の充実に加え、水産物の流通・加工システムの改善、漁港整備の推進、漁船操業の効率化などを進めるとともに漁業の担い手の確保・育成に努める。
また、漁港周辺海域は、景観や海洋生物に恵まれて、ダイビングや磯遊びの好適地であるため、養浜堤整備や利便施設（休憩所・トイレなど）整備に努める。

ウ 多摩地域においては、マス類の養殖の安定生産とその活用など高付加価値型の水産業を推進し、観光業など他産業と連携した地域振興を進める。
また、地域のシンボルである多摩川などの河川の自然環境の保全、回復を図り、観光・レクリエーション需要にも応えられるよう、適正な漁場の管理・運営に努める。

④ 生鮮食料品の自給対策等

島しょ地域においては、住民の生活に必要な生鮮食料品の島内自給体制を強化することにより、農・水産業の振興に寄与する。
また、島民生活の安定に資するため、計画生産の指導、貯蔵施設等の整備に努める。

(3) 地場産業の振興

地場産業の健全な発展を図るため次の施策を講ずる。

① 特産物を原材料とした新製品に対する助成を積極的に行う。

- ② 新たな特産品の開発及び製品の販路開拓のための支援を行う。
- ③ 特産物の加工などに必要な技術開発を支援する。
- ④ 設備・運転資金などの資金調達を支援する。

(4) 企業の誘致対策

多摩地域、島しょ地域ともに産業の集積が十分でなく、就業の場も少ないため、経済面での自立性が低い。企業の誘致対策は、地域経済の活性化にとって有効であるが、山間及び島しょ地域という地理的な制約に加え、青ヶ島を除いてほとんどが国立公園内に位置することによる自然環境の保全との調整等の制約から企業の誘致は非常に困難な状況にある。

しかし、自然と調和し、自然を生かした地域産業の振興を進め、多様な就業の機会の創出を支援するため、地域資源等を生かす企業等の立地誘導を図っていく。

(5) 起業の促進

商工会による経営相談等を通じて、地域における起業を積極的に促進する。

また、地域の未利用資源を生かした特産品開発等を進めて、これを地域における起業へと積極的に結びつけていく。

(6) 商業の振興

地域社会の中で重要な役割を果たしている商業の育成強化を図るため、次の施策を実施する。

- ① 商工会への加入を促進し、併せて経営指導員による経営改善指導を強化し、商店経営の安定を図る。
- ② 地域住民や観光客にとって魅力ある商店街づくりを行う。
- ③ 設備・運転資金などの資金調達を支援する。
- ④ 観光客の誘致を促進し、宿泊業や飲食業等の経営安定を図る。

(7) 観光の振興

- ① 島しょ地域は、観光関連産業が基幹産業となっているが、観光客が夏季に集中するため施設の利用効率が悪く、安定した産業とはなっていない。このため、島しょ地域においては、島ごとの個性や魅力を生かしつつ、様々な媒体を活用した情報発信の強化を図ることにより、通年型観光地としての魅力を広く周知し、観光客誘致及びリピーターの確保に努める。

今後とも、各島が個性を生かしながら主体的に様々な観光振興事業を強力に推し進めるとともに、共通の課題に対しては、各島が連携して全力で取り組む。

- ② 多摩地域は、都心から1～2時間程度の立地条件や、豊かな自然、歴史、文化資源等に恵まれた地域として、ピクニックやハイキングなどが楽しめる林間リゾート地域としての基盤を整備していくこととし、多様なコンテンツを利用した情報提供、観光関連施設や周辺環境の整備及び物産展等の観光振興策を講じ、観光客誘致を進めていく。
- ③ 施設整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮することで、観光資源として魅力ある景観及び環境を形成していく。
また、情報提供の充実等、ソフト面との有機的な連携を図り、観光客の誘致を促進する。
- ④ 施策の推進に当たっては、生活環境の向上に十分配慮するとともに、観光客の流入に伴う観光ゴミ対策等周辺環境の保全に努める。

(8) テレワークの定着と促進

テレワークによる在宅勤務やワーケーションなど時間や場所等にとらわれない柔軟な働き方の実現に取り組む。

3 交通・通信体系の整備及び情報化の推進

(1) 交通・通信体系の整備の方針

① 島しょ地域（伊豆諸島地域）

ア 航路整備

島外の交通輸送体系の整備、特に港湾施設の整備については、これまでの過疎地域活性化対策においても重点的に推進してきた。その結果、大島航路（大島、新島他）は6,000t級船舶、高速ジェット船が就航し、八丈島航路（三宅島、八丈島他）においても6,000t級船舶が就航している。

また、青ヶ島においても定期航路が確立されており、本土と島しょ間及び島しょ間における交通事情は著しく改善されてきた。

しかし、新島、三宅島及び八丈島では冬季における船舶の欠航回数が多いことから、現在就航率向上のために防波堤及び護岸防波の整備を促進している。

また、青ヶ島の海岸線は断崖で、湾入部がないという地形的制約や波浪、風雨が強いという小離島特有の厳しい自然条件からくる制約、並びに、莫大な建設費を要することによる財政的理由から、港湾の整備に時間を要している。

このため、岸壁整備及び護岸防波等の整備を重点事業として積極的に促進する。

これにより、船舶が常時接岸できるよう港湾整備を進め、島外交通の安全性、確実性、利便性等の向上を図る。

イ 空路整備

島しょ地域では、航空輸送の果たす役割が極めて高いことから、航空事業者等へ補助を行い、路線の維持を図っている。

ウ 島内陸上交通網整備

島しょ地域の道路は、大島循環線、若郷新島港線、三宅循環線、八丈循環線、神湊八重根港線、青ヶ島循環線等の縦貫又は循環道路を中心として形成され、本土及び近隣離島との交通拠点である港湾や空港施設等を結ぶ基幹道路でもある。その他は、地域内を連携する道路である。

道路の整備は、地域間や空港・港湾施設等との連絡道路のうち、未整備区間の改良を優先的に整備する。

当該地域の集落は、急峻な地形条件から比較的まとまっており、都道が基幹的道路を担っている。

② 多摩地域

現行のバス路線の維持や運行体系の見直し等を行い、バス交通の活性化を図る。

多摩地域の道路は、国道139号及び国道411号、上野原あきる野線、川野上川乗線が、山梨県などの広域経済圏及び近隣核都市などとの関連道路であり、その他は、地域内を連携する道路である。

道路の整備は、未整備区間の改良を優先的に整備する。

当該地域の集落は、急峻な地形条件から比較的まとまっており、都道が基幹的道路を担っている。

(2) 都道及び町村道の整備

① 都道の整備

過疎地域内の交通手段は車両が中心であり、住民生活の向上、産業及び観光の開発振興、交通の安全性確保、渋滞解消等のため、道路の整備や道路法面の危険な箇所の改良を局所的に行うとともに、各地域の整備計画に合わせた道づくりを行う。

都道は、集落間や空港・港湾施設等との連絡道路のうち、未整備区間の改良整備を優先的に促進していく。改良区間のうちで集落内の通学路や観光客等歩行者が多い区間については、必要に応じて歩道設置を行う。

② 町村道の整備

住民の生活道路としての町村道の整備は、各町村の策定する町村道の整備計画に基づいて、逐次、整備促進に努める。

③ 無電柱化の推進

地震や風水害時の電柱倒壊を防ぎ、災害時の円滑な対応につなげるため、都道等よりも、町村道における無電柱化を推進する。

(3) 農道及び林道の整備

農道及び林道は、生産資材の搬入や生産物の搬出を容易にし、生産性の向上に資するなど、農林業振興の上で基盤施設となる。しかし、多摩地域、島しょ地域ともに、地形が急峻で曲折箇所が多く工事費が嵩むことなどから、整備の進捗率は必ずしも高いとは言えないため、今後とも積極的に、開設・改良・舗装など、整備を進めていく。路線の選定や工法など工事計画の作成や施工に当たっては、地域の環境保全と自然保護に充分配慮していく。

(4) 交通確保対策

① 島しょ地域

島内交通は、小離島を除き、バス運行を必要とする地域には公営バスの運行を確保し、地域住民の利便性向上に努める。

島外交通は、航路、空路及び緊急時の行政ヘリコプターにより確保しているが今後ともその拡充に努める。

航路については、定期航路の就航率向上を図るため、港湾施設の整備を進める。

航空路については、航空事業者への補助を行い、路線の維持を図るとともに、各航空路についての就航率の向上を図る。

また、バスや自家用車等の安全性を向上させるため、幅員狭小箇所の拡幅整備を促進する。地形的に拡幅が困難な箇所については、待避所の設置等により交通の円滑化を図る。

② 多摩地域

バスや自家用車等の安全性を向上させるため、幅員狭小箇所の拡幅整備を促進する。地形的に拡幅が困難な箇所については、待避所の設置等により交通の円滑化を図る。

(5) 電気通信施設の整備

① インターネットをはじめとする多様なメディアを利用して都政や都民生活にかかわる情報を提供していく。

また、「東京メトロポリタンテレビジョン」(TOKYO MX)やラジオなどを通じて、より一層きめこまかな情報提供に努める。

② 防災行政無線は、常に利用可能な状態に維持し、発災時に即時対応するため、保守管理を実施する。

また、設備の老朽度を考慮し、令和元年度に多摩地域の防災行政無線を更新した。令和2年度には島しょ地域の防災行政無線を更新した。

(6) 情報化の推進

令和元年度までに島しょ地域において海底光ケーブルの整備を完了し、通信事業者が全島の超高速ブロードバンドサービスの提供を開始した。

また、島しょ間のケーブルをループ状に接続した。

今後は、これまで実施してきた事業の検証を行うなど、安定した通信環境の確保を図っていく。

島しょ地域において、最新のデジタル技術を活用することで社会課題の解決を図るとともに、自治体の情報システムの共同化により、将来にわたり安定した住民サービスの提供を目指す。

4 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、住民の定住化を目指した魅力ある地域社会を形成するため、引き続き、水道、下水処理施設等の整備促進を図るとともに、各町村の整備計画に基づき、技術的及び財政的援助を行う。

また、消防救急施設の整備を進める。

(2) 水道、下水処理施設等の整備

① 簡易水道等の整備

住民に清浄な水を安定供給するため、簡易水道施設等の一層の充実が求められている。

このため、多摩地域、島しょ地域とも、老朽化施設の更新を進めるとともに、水源の確保及びその効率的な利用に加え、渇水時や災害時等にも対応できるよう施設整備を行い、安全性・信頼性の向上を図っていく。

② 下水道処理施設等の整備

多摩地域、島しょ地域とも生活雑排水及びし尿を処理するため、東京都汚水処理施設整備構想図及び、各町村の策定する生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道、合併処理浄化槽等の整備を推進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

(3) 廃棄物処理

島しょ地域における循環型ごみ処理システムを構築するため、島しょ町村それぞれが策定した「一般廃棄物処理計画（基本計画及び実施計画）」の一層の推進を図る。

また、焼却施設などの基本的な施設は各島でそれぞれ整備が完了しているが、八丈町については、新たな焼却施設を整備中であり、必要な技術支援を行うとともに、適切な維持管理等の徹底を図る。

なお、島ごとに整備することが難しい管理型処分場については、東京都島嶼町村一部事務組合により大島及び八丈島に設置されている管理型最終処分場の延命化に向けて、適切な維持管理等を図る。

(4) 消防・救急施設の整備

① 島しょ地域

ア 消防施設の整備については、消防水利及び消防車両を重点的に整備する。

イ 消防体制の確立については、消防団員の資質向上を図るため、専門職員を派遣し、訓練を強化する。

ウ 救急体制については、救急業務処理体制の組織化を指導し、救急患者等の移送体制については、東京都、東京消防庁、警視庁、海上自衛隊、海上保安庁及び各町村が一体となって、さらに充実強化する。

② 多摩地域

消防施設の整備については、小型動力ポンプ及び防火水槽の整備促進を図る。

5 高齢者・児童等の福祉の向上及び増進

(1) 高齢者・児童等の福祉の向上及び増進の方針

都は、都民一人一人が地域で安心して住み続けることができるよう、東京都高齢者保健福祉計画、東京都障害者・障害児施策推進計画、東京都子供・子育て支援総合計画等に基づき、福祉施策を積極的に展開している。

過疎地域においても各計画で掲げる理念や目標に基づき、各自治体が地域の特性と実情に応じた施策を展開できるよう支援を行っていく。

(2) 高齢者・障害者の福祉の向上及び増進を図るための対策

- ① 高齢者ができる限り住み慣れた地域で健康で安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムを構築するとともに、高齢者の多様なニーズに応じた施設や住まいの整備を推進する。
- ② 認知症の人と家族を支える地域づくり、地域連携の推進と専門医療の提供、人材育成、普及啓発など、総合的な認知症施策を推進する。
- ③ 介護人材の資質向上や確保を図るため、研修等の取組を支援する。
- ④ 障害者が地域で安心して暮らせる社会が実現できるよう、生活基盤を整備する。
- ⑤ 地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する高齢者や障害者に対する福祉サービスの充実及び基盤整備に資する事業を支援する。

(3) 児童の福祉の向上及び増進を図るための対策

- ① 多様な保育サービスの提供や子育てに関する相談支援体制の整備などの子育て家庭への支援等により、安心して子を産み育てられる環境を整備する。
- ② 地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実に資する事業を支援する。
- ③ 平成18年度に創設した「子育て推進交付金」により地域の実情に応じた独自の取組を支援していく。

なお、特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難な地域であって一定の要件を満たす場合、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の規定に基づき、教育・保育給付認定子どもの保育に要する経費については、特例地域型保育給付の対象となる。

6 保健・医療の確保

(1) 保健・医療の確保の方針

保健サービスの確保のため、都及び保健所が過疎地域の実情を踏まえて、各町村に対し、人的支援・財政的支援を行っていく。

医療の確保に関して、各町村は、国保診療所等を設置・運営しているが、脆弱な財政力、不利な立地条件等により、恒常的に医師等医療従事者の確保に苦慮しているため、町村に対し確保のための支援を行う。

また、眼科、耳鼻咽喉科等の特定診療科に係る専門医療を確保するための補助を行うほか、常駐医が研修等で不在になる場合の医師の確保、現地での対応が困難な救急患者の受け入れ、画像電送システム等を活用した遠隔地医療支援に関し、都立病院等を中心とした支援を行っており、引き続き関係機関との協力体制の充実を図っていく。

(2) 保健・医療の確保の対策

① 保健衛生の向上

地域の実情を踏まえて各町村を支援し、各種専門のサービスを引き続き実施していく。
また、健康増進法に基づく事業の一環として医療機関の少ない島しょ地域の住民に対して、健康診査（健康増進法に基づく）の受診機会の拡大を図り、循環器疾患、がんの早期発見、早期治療を図るため、「検診班招へい費」補助を引き続き実施していく。

② へき地診療所勤務医師等給与費補助

へき地診療所に常時勤務する医師及び歯科医師の給与費の一部を補助することで、医師等を確保する。

③ へき地勤務医師等確保事業

へき地町村からの派遣要請に基づく都の依頼によりへき地診療所等に長期的かつ安定的に医師を派遣した場合、事業協力病院に対し、協力謝金の交付、代替医師等の雇上経費の助成を行い、医師の安定的確保を図る。

④ 医師奨学金制度

将来、医師の確保が必要な地域や診療科等に医師として従事しようとする都内医学部生に対し地域医療医師奨学金を貸与し、へき地医療等に従事する医師の確保を図る。

⑤ 自治医科大学卒業医の派遣

自治医科大学の卒業医を、医師確保が困難な町村の公立診療所等に派遣し、医療の確保に努める。

⑥ 地域医療支援ドクター事業による派遣

地域医療への貢献に意欲を有する医師を、常勤の都職員として採用し、医師の確保が困難なへき地等の公立医療機関に一定期間派遣する。

- ⑦ 医師が不在の際の短期及び臨時派遣対策
自治医科大学の卒業医や都立病院等の医師を短期及び臨時に派遣し、無医地区化の防止を図るとともに、町村と一体となって医師の確保に努める。
- ⑧ へき地の医療従事者確保支援策
職業安定法に基づく無料職業紹介事業所の運営により、へき地町村の医療従事者の確保を支援する。
- ⑨ 島しょで働く看護職員の定着促進
島しょ地域で働く看護職員を対象に、出張研修を行うとともに、一時的に島を離れる際の短期代替看護職員を派遣することにより、看護職員が働きやすい環境を整え、定着を促進する。

(3) 無医地区対策

令和3年4月1日現在、無医地区はないが、上記のような医師確保対策を進める。

(4) 専門医療と救急医療の確保対策

- ① 専門医療確保事業
町村が地域の実情に応じ眼科、耳鼻咽喉科等の特定の診療科の専門医を当該町村外から確保して実施する診療事業に対して、経費の一部を補助する。
- ② 島しょ地域の画像電送システムによる診療支援事業
島しょ医療の基幹病院である都立広尾病院と島しょの医療機関を結ぶ画像電送システムを整備し、専門医が島しょの医師に対し、エックス線写真やCTフィルム等の医療用画像を通じた診療支援を実施する。
- ③ 島しょ救急患者搬送体制の整備
島しょ地域の診療所等に対応しきれない患者は、東京消防庁等のヘリコプターで本土へ搬送し、都立広尾病院をはじめとした都立病院や東京型ドクターヘリ協定病院等の高度・専門医療施設に受け入れて治療しており、その搬送体制の効率的運用を引き続き行う。

7 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

学校教育においては、地域特性を生かした創意ある教育を行なうとともに、児童・生徒一人一人の個性を重視し、自ら考え、主体的に判断し、行動できる力を育成していく。

社会教育においては、学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進するとともに、地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進していく。

(2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備

児童・生徒一人一人の個性を生かす教育を推進するため、基礎的・基本的な内容の指導の徹底を図るとともに、地域の恵まれた自然や伝統ある文化を活用し、地域の人々に接する機会を多くするなどして、郷土を愛する心情を培い、地域社会の形成者としての資質を養えるような施設整備を図っていく。

① 公立小・中学校等教育施設の整備

老朽化・機能低下の著しい校舎や島しょ地域の塩害等による損耗の著しい校舎について、その解消はもとより、質的整備の充実を図る。

また、体育館等の吊り天井等非構造部材の耐震化対策等、適切に施設を整備していくよう助言する。

ア 子供達が楽しく学び遊べる環境づくり

イ 地域の学習活動の核としての施設の整備

ウ 健康的かつ安全で快適な教育環境の確保

児童・生徒の学習及び生活のための空間として、児童・生徒の健康と安全を確保することはもちろん、快適で魅力的な教育環境を確保する。

② 教職員住宅の整備

住宅確保が困難な過疎地域に赴任する教職員の生活の安定を確保するため、教職員住宅の不足戸数の解消と居住環境の改善を図る。

(3) 生涯学習の基盤整備

社会教育においては、施設の効率的運用、地域住民の要望、町村の財政力を考慮し、広域的施設の相互利用等により、生涯学習の基盤整備を進める。

8 地域文化の振興（伝統文化、歴史、芸能の保存振興等）

文化財指定されている民俗芸能等については、文化財の保存、活用に対する補助及び保存、管理公開に対して助成する。

芸術文化振興については、優れた芸術等の公演など芸術文化イベントを開催し、日頃演劇等を観る機会の少ない住民が芸術文化に触れる機会を提供する。

また、国や財団等、他の機関が実施する事業についても情報提供を行い、地域において芸術文化に接する機会を提供していく。

9 集落の整備

人口減少社会の到来や高齢化等の現状を見据え、医療機関、福祉施設、役所等の様々な機能の集積を高めるとともに、公共施設等を活用したコミュニティスペースの創出等、あらゆる世代が集い、交流し、助け合う場の創出を図っていく。

10 再生可能エネルギーの利用推進

再生可能エネルギーの活用に向けて、地元関係者間での合意形成を図る体制を作り、導入に向けた具体的な検討を進めることで、内燃力発電に過度に依存しないエネルギー供給体制を構築する。

また、再生可能エネルギーの積極的活用や、山間・島の特性を生かした、自立・分散型エネルギーシステムの導入等による「エネルギーの地産地消」を推進することで、地球環境負荷の低減や、災害時の電力確保及び観光資源としての有効活用等を図っていく。

11 移住・定住及び地域間交流の促進並びに人材の確保・育成

(1) 移住・定住及び地域間交流の促進

交流事業については、スポーツ交流など各種事業を各町村において実施しており、今後も都として支援していく。

ハード面では、都道の改良事業の進捗により、地域間や空港・港湾施設等との連絡道路の整備を促進し、地域間の交流促進を図る。

また、就業等を目的とした移住・定住の促進に取り組む町村を支援する。

(2) 人材の確保・育成

多摩地域、島しょ地域の振興を進めていく上で、その基盤を担う人材の確保・育成が不可欠である。そのため、就業の機会を創出し、各種イベント・HP・SNS等の活用により、島外からの人材を幅広く募集し、各産業を担う人材を確保するとともに、公益財団法人東京都島しょ振興公社、商工会の活用や自主研究グループへの支援等により創造的な研究開発の強化、技術力の向上、意識の啓発等に努め、地域の産業をリードする人材の育成を図る。

また、大学の研究グループ等との連携や、地域おこし協力隊制度の活用により、地域づくりに寄与する人材を確保するとともに、地域におけるリーダーを育成する仕組みを構築していく。